(その1)

収支報告書

令和　2　年分
(令和　年　月　日開催分)

※該当箇所に☑すること

(ふりがな) いずみだひろひこみなみうおぬまこうえんかい

1 政治団体の名称　泉田裕彦南魚沼後援会

〒949－6680

2 主たる事務所の所在地　南魚沼市六日町1551-1

3 代表者の氏名　中澤俊一

4 会計責任者の氏名　阿部茂和

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　泉田裕彦
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名
住所

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 2 年 1 月 1 日から
令和 2 年 5 月 24 日まで

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※ 団体コード　2 1 2 4 5 7 0 0

事務担当者の氏名
清水敬一

電話番号
025－788－0754

新潟県選挙管理委員会 選 -3.4.23 令和 受時

(ス) い457.

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	164,484
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	44,484
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	120,000
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	159,077
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	5,407

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)個人からの寄附		様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）		
(ｲ)法人その他の団体からの寄附		様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附		様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附		様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	0	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
支部役員懇話会	120,000	R2.7.26　南魚沼市坂戸　日章館
この頁の小計	120,000	
合計	120,000	

(注1)　すべての事業収入を記載してください。
(注2)　同一の事業収入は一行に計上してください。
(注3)　政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	3,187	
(4) 事務所費	35,890	
小　　計	39,077	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	120,000	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費	120,000	
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小　　計	120,000	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	159,077	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計					
その他の支出	3,187				
合計	3,187				

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会計監査報酬	33,000	2	5	26	米山税理士事務所	南魚沼市寺尾243-10	
この頁の小計	33,000						
その他の支出	2,890						
合計	35,890						

(注１) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費（支部役員懇話会開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	120,000	2 7 26	日章館	南魚沼市坂戸7-5	
この頁の小計	120,000				
その他の支出					
合計	120,000				

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和３年　４月２２日

政治団体の名称　　泉田裕彦南魚沼後援会

会計責任者の氏名　　阿　部　茂　和　㊞

代表者の氏名（解散時のみ記入）

㊞

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和３年４月２０日

泉田裕彦南魚沼後援会
会長　中 澤 俊 一　様

登録政治資金監査人　米山信男
登　録　番　号　第　４２７０　号
研修終了年月日　平成２５年３月２１日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、泉田裕彦南魚沼後援会の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、泉田裕彦南魚沼後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

泉田裕彦南魚沼後援会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、泉田裕彦南魚沼後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上